



- マイナンバーの足音が近づく昨今ですが、弊社もより、安心・安全を客観的に証明できるようにPマークを取得しました。資格や証明の類はあまり好きではないのですが、導入作業を「ガイドラインに沿った業務の見直し」としてとらえると、意外と有用でした。資格や証明は「目的」ではなく「手段」ということを改めて実感です。

平成27年「就労条件総合調査」

平成26年の年次有給休暇の取得日数8.8日、取得率47.6%

- 厚生労働省が公表した平成27年「就労条件総合調査」によると、平成26年1年間の年次有給休暇の付与日数は18.4日、そのうち労働者が取得した日数は8.8日で、取得率は47.6%と、ともに前年より低下しています。
- 取得率を企業規模別にみると、1,000人以上が52.2%、300～999人が47.1%、100～299人が44.9%、30～99人が43.2%となっています。
- 年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は16.2%となっています。

所定労働時間の長さは業界毎に多少異なる

- 週所定労働時間についてみると、1企業平均39時間26分、労働者1人平均39時間03分となっています。
- これを産業別にみると、金融業、保険業が38時間00分で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が40時間17分で最も長くなっています。



- 所定労働時間と法定労働時間の意味合いは異なります。所定労働時間とは会社が定めた労働時間で、法定労働時間とは、ザックリいうと1日8時間です。
- 所定労働時間が短いからと言って、残業が少ない訳ではないので、所定労働時間外労働や、法定労働時間を超えた時間外労働の長さも確認してみたいところですね。

労働基準監督署による監督指導

4～6月に対象とした2,362事業場の約6割で違法な時間外労働を摘発

- 厚生労働省は、平成27年4月から6月までに2,362事業場に対して実施した「長時間労働が疑われる事業場に対する労働基準監督署による監督指導の実施結果」を取りまとめました。
- これによると、違法な時間外労働があったものが1,479事業場(62.6%)、賃金不払残業があったものが252事業場(10.7%)、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが406事業場(17.2%)となっています。
- これら2,362事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、1,131事業場で1か月100時間を、うち226事業場で1か月150時間を、うち41事業場で1か月200時間を、うち13事業場で1か月250時間を超えていることがわかりました。



- マイナンバー対応が注目されていますが、最近は「ストレスチェックの義務化」に代表されるように、安全衛生に関しても事業主の責任が重なりつつあります。
- 安全衛生は、現場の機械装置の安全だけでなく、「健康診断の受診」や「超過労働の管理」など健康面の配慮も含まれます。後回しになりがちなテーマですが、キチンと対応しておくことが望ましいと考えます。



【特集】マイナンバー制度⑧

～おさえておきたいマイナンバーのルール～

取り扱いにおけるルール

□ 必要以上に「取得」しない

マイナンバーは、提供を求めたり収集できるのは、**税務手続(法定調書)、社会保障手続(雇用保険、健康保険、厚生年金保険など)の範囲**と法律上限定されていて、**必要以上に取得しないよう注意する必要があります。**



採用の場面で考えると、不採用の可能性がある面接のときにマイナンバーを提出してもらうのではなく、内定が決まった後に提出してもらうってことね！

□ 必要以上に「利用」しない

マイナンバーを利用する範囲も法律上、上記の**税務手続、社会保障手続のためと限定**されていて、これを超えて利用してはいけません。

＜利用できない例＞

- ・ 顧客番号として利用
- ・ ユーザーIDとして利用
- ・ 従業員や顧客情報等の管理
- ・ 営業・勧誘目的での利用



重複が無く便利だからといって、マイナンバーを社員番号にしたり、システムの初期パスワードにするのも良くないみたいね。

□ 必要以上に「提供」しない

マイナンバーを提供できる場合も法律上限定されていて、**税務当局(国税については税務署、地方税については自治体)、ハローワーク、健康保険組合への提供が原則**となります。

□ 必要以上に「紐づけ」ない

マイナンバーで個人情報を検索できる状態とすることは、法律上限定されていて、法定調書作成や社会保障手続に必要な情報(給与額、保険料額、税額、住所、生年月日、扶養家族の氏名など)は紐づけることが可能ですが、**これらの手続きと無関係な情報と紐づけてはいけません。**



エクセルの社員名簿にマイナンバーを安直に追記してしまうとダメなのね！気を利かせたつもりであっても、かえってトラブルの原因になるということを、忘れないようにしないとね！

□ 取扱い「場面」、「取扱者」を把握

誰がどのような業務の必要性をもってマイナンバーを取り扱うか把握していないと、必要以上にマイナンバーが取得・利用・提供される危険があるため、**現行の事務手続きをベースとした取扱い場面を洗い出し、取扱者の特定**を行っておく必要があります。



セキュリティシステムの導入も良いけど、席替えやキャビネットや金庫の施錠を徹底することも、一つの安全対策かもしれないね。



気付き日報



ヒューマンイノベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く)

<http://nippou.org/>

いかがでしょうか？引き続き、定期的に参考になりそうな情報をお届けさせていただければ幸いです。
もし、ご不要な場合は配信停止を致しますので、ご連絡ください。